

# 市民オンブズマンわかやま

ニュース NO69

発行責任者 畑中 正好 発行日 2008年9月16日  
連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内  
TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767  
http://www.naxnet.or.jp/~wa\_obz/ Eメール wa\_obz@naxnet.or.jp

## 岸本県議らに公開質問

### 選挙カー代、運転手代、燃料代に疑惑

## 何の連絡もなく回答拒否

8月11日、昨春の県議選で公費負担された岸本健県議の選挙カー代、運転手の雇用代、燃料代について、不正請求の疑いのあることが分かったことから、岸本県議と関係業者に公開質問状を郵送しました。

回答期限（同月22日）はすでに過ぎていますが未だ何の連絡もなく回答を拒否したとみなされます。

選挙ポスター代でも岸本県議らは、当会の追及に一部代金を返還した経緯があります。それだけに、新たに判明した疑惑については、自主的に真の説明を県民にすべきであり回答拒否は許されません。

公開質問は、まず、選挙カー代金と運転手代金に関する疑惑について指摘しています。選挙カーの賃貸借契約と、同選挙カーの運転手雇用契約とが個別に契約されていますが契約の相手方が同じ業者であることから、実際に、有償であることが禁止されている自家用自動車の運送契約に該当し、公金の受領は許されないとしてい

ます。しかし、当会への通報によると、運転手の雇用については、県への書類上では、選挙カーを貸し渡した業者が運転手を派遣したことになっていますが、実際には派遣していません。派遣したとして受領した公金を、選挙カーとは別に、岸本県議に貸し渡した車両代に流用充当しているというのです。そして、この流用疑惑について岸本県議は否定しているものの、

うすると、それを越える燃料を供給したことになっていて公金請求はあり得ないのではないか、という疑惑です。そこで、厳しく追及する前に自主的な説明を求め公開質問を行うという訳です。

回答期限（同月22日）はすでに過ぎましたが未だ何の連絡もなく回答を拒否したとみなされます。

岸本議員には、当会の追及により選挙ポスター作成代で不正請求を認められた形で一部返還した経緯があります。それだけに、回答拒否は到底許されることはありません。

常任監査委員が県職員  
OBであり、うち2名が  
現職の県議なのでから

## 「議会通信簿」

### 県、和歌山市ともDクラス

迫間 「議会アンケート」

についてはどうでした。

畑中 調査結果を「期待は  
ずれ度」として公表した  
「通信簿」の説明があり  
ました。

井上 それはどのようなも  
のなのですか。

畑中 市民から見た議会の  
あるべき姿、すなわち、  
費用の最小限度に対する  
議会の姿勢、議会運営の  
民主度、活動の透明度、  
住民参加などの項目で調  
査したもので満点29点を  
A～Dの4ランクで評価  
したものです。

井上 Aがあるべき地方  
議会に最も近いという

公平、公正が担保されて  
いるとは到底いえません。

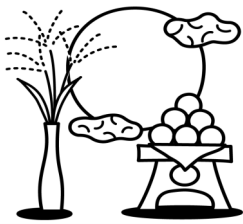
ことですね。

畑中 そうです。反対にD  
クラスは最悪のクラスで  
す。得点でいうと0～7  
点以下です。

阪谷 Aランクはあったの  
ですか

畑中 Aランクはありません  
でした。トップは、15  
点だった長野県で、Bラ  
ンクです。

迫間 和歌山県は。



畑中 県は、得点6・8点  
でDランクでした。

迫間 和歌山市の方は。

畑中 和歌山市は、得点  
5・2点で、こちらもD  
ランクでした。

井上 Dクラスは最悪のク  
ラスでしょう。

畑中 そうです。市民から

### 県包括外部監査「活用賞」

#### 旧監査甘く、

#### 県の対応不十分とする指摘を評価

阪谷 包括外部監査の通信  
簿では、和歌山県の監査  
報告が「活用賞」だった  
と伺いました。

畑中 ええ。そのとおりで  
す。「優秀賞」の次のラ  
ンクで、優秀とまではい  
えないが、有用性がある  
として設定されている賞  
です。

阪谷 どの点が評価された

みてあるべき議会の姿と  
いう点で、最悪のクラス  
だったということです。



再調査と過去の監査結果  
への県の対応を確認し、  
是正状況を点検したのが  
活用賞と評価されまし  
た。

迫間 内容的には。

畑中 通信簿は、「結果とし  
て旧監査が甘く、かつそ  
れに対する県の対応も不  
充分なこと、5～7年を  
超えて控え目ながら公社  
清算整理を意見してお  
り、自浄のできない公社  
・県の行政対応を指摘す  
るものとなっている。」  
としている点を評価して  
います。

井上 へー。そのようなこ  
とが指摘されていたので  
すか。私知りませんでし  
たよ。

阪谷 県民の多くは知らな  
いのじゃないですか。県  
民にも、その内容、知ら  
せる必要ありませんか。  
畑中 私も知らせる必要あ  
ると思います。

県土地開発公社関係の

第十五回全国オンブズマン大会開かれる

当会から三名参加

議会問題をメインテーマに

阪谷 畑中さん、8月30、31日に千葉で行われた全国大会への参加、お疲れさまでした。

井上 阪本弁護士、森崎弁護士も行かれたのですね。

畑中 そうです。その3名で参加してきました。400名を超える参加者があり、大変好評でしたよ。迫間 内容についても詳しく伺いたいのですが。畑中 まず、「オンブズがチエンジさせっぺ地方議会」と題する基調報告があり、次に、大会に向け

て調査してきた「議会アンケート」の調査結果の報告。その次に、千葉大教授の新藤宗幸氏の「住民自治に因應る地方議会とは」と題する講演と…

迫間 その後は。畑中 そうそうその前に、毎年行っている包括外部監査の通信簿の報告もありました。その後は、分科会で討議し、各地からの報告も行い、大会宣言を採択して閉会という流れです、大まかには。阪谷 私達も、県議会の政

務調査費を追及していますが。メインのテーマは議会問題ですね。畑中 そうでした。おっしゃるように私達も裁判をして追及しているので、

政務調査費の領収書  
全面公開二六府県に  
井上 基調報告から印象に残っていることはないですか。畑中 そうですね。政務調査費に関してですが、昨



井上 いえますよ。畑中 また、政務調査費の是正を求める住民監査請求において、この間に、12自治体の監査委員が約計4億3000円の返還を勧告しているようですよ。

井上 監査請求でそんなにたくさん。一昨年、私達が行った住民監査請求では、返還勧告はありませんでした。迫間 大きな違いですね。和歌山県の監査委員の姿勢が問われるのと違いですか。阪谷 監査委員4名のうち、

迫間 全面公開が相当増えましたね。和歌山県議会には5万円以上で、それも一部が全面非開示でした。畑中 ええ。未だにそうです。

阪谷 遅れが目立ってきたな、という印象を受けますね。

## 当面の予定

- 9月16日 PM 4:00 ~  
ニュース発送作業日
- 9月24日 PM 6:00 ~  
第3回全員会議
- 10月27日 PM 4:00 ~  
編集会議
- 10月28日 AM 10:15 ~  
県議政務調査費違法支出金返  
還請求住民訴訟第6回裁判
- 11月17日 PM 4:00 ~  
ニュース発送作業日
- 11月26日 PM 6:00 ~  
第4回全員会議

## 裁判情報

### 県議・政務調査費違法 支出金返還請求住民 訴訟

この間に、7月15日と9月2日に裁判が行われました。各元・現議員の主張が書面で提出されていますが、9月の裁判で38名分が提出されました。残るのは1名分です。

今後は、その1名分の主張と、相手方の証拠書類の提出及び、当方の反論を書面で提出する予定です。

次回は10月28日午前10時15分からの予定です。

## 次回会員会議のご案内

日 時 9月24日(水)午後6時～  
場 所 和歌山市勤労者総合センター  
(和歌山市役所西隣 TEL 073-433-1800)

こぞってご参加下さい